

随意契約による建設工事・建設関連業務委託の公表について

令和6年度												単位:円(税込)
案件番号	工種	履行名称	履行場所	随契適用号数	落札業者	住所	契約日	当初契約金額	当初履行開始	当初履行終了	履行内容	随契理由
241130003	土木関係 建設コン サルタン ト業務	農業水路等長寿命化・防災減災事業 東長岡地区 請負及び出来高設計業務委託	太田市東長岡町 地内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年5月23日	1,265,000	令和6年5月24日	令和7年3月31日	東長岡地区（大谷幹線遊水池）法面改修工事を 施工するにあたり、適切な調査設計及び請負出 来高設計を行うために委託するものです。	土地改良事業の実施に伴い、土地改良法の規定に基づき設立が認められた団体へ委託 することで、事業の適切かつ効率的な実施が見込めるため、競争入札に適さない。 土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員 （太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことが できると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけで なく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算シ ステムを保有する、県内唯一の組織であるため。
241130004	土木関係 建設コン サルタン ト業務	農業水路等長寿命化・防災減災事業 龍舞町地区 請負及び出来高設計業務委託	太田市龍舞町 地 内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年5月23日	1,243,000	令和6年5月24日	令和7年3月31日	龍舞町地区（神の前神明堀遊水池）法面改修工 事を施工するにあたり、適切な調査設計及び請 負出来高設計を行うために委託するものです。	土地改良事業の実施に伴い、土地改良法の規定に基づき設立が認められた団体へ委託 することで、事業の適切かつ効率的な実施が見込めるため、競争入札に適さない。 土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員 （太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことが できると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけで なく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算シ ステムを保有する、県内唯一の組織であるため。
241130005	土木関係 建設コン サルタン ト業務	令和6年度 小規模農村整備事業 新田木崎地区 調査設計及び請負 出来高設計業務委託	太田市新田木崎町 地内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年7月18日	3,839,000	令和6年7月19日	令和7年3月17日	新田木崎地区水路改修工事を施工するにあた り、適切な調査設計及び請負出来高設計を行う ために委託するものです。	土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員 （太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことが できると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけで なく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算シ ステムを保有する、県内唯一の組織であるため。
241130006	土木関係 建設コン サルタン ト業務	令和6年度 小規模農村整備事業 只上地区 調査設計及び請負出来 高設計業務委託	太田市只上町 地 内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年7月18日	2,167,000	令和6年7月19日	令和7年3月17日	只上地区水路改修工事を施工するにあたり、適 切な調査設計及び請負出来高設計を行うために 委託するものです。	土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員 （太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことが できると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけで なく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算シ ステムを保有する、県内唯一の組織であるため。
241130007	土木関係 建設コン サルタン ト業務	令和6年度 市単独生産基盤整備事業 細谷地区 調査設計及び請負 出来高設計業務委託	太田市細谷町 地 内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年7月18日	2,541,000	令和6年7月19日	令和7年3月17日	細谷地区水路改修工事を施工するにあたり、適 切な調査設計及び請負出来高設計を行うために 委託するものです。	土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員 （太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことが できると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけで なく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算シ ステムを保有する、県内唯一の組織であるため。

随意契約による建設工事・建設関連業務委託の公表について

令和6年度

単位:円(税込)

案件番号	工種	履行名称	履行場所	随契適用号数	落札業者	住所	契約日	当初契約金額	当初履行開始	当初履行終了	履行内容	随契理由
241130008	土木関係 建設コン サルタン ト業務	令和6年度 小規模農村整備事業 由良地区 調査設計及び請負出来 高設計業務委託	太田市由良町 地 内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	群馬県土地改良事 業団体連合会	群馬県前橋市古市 町2・6・4	令和6年7月18日	7,029,000	令和6年7月19日	令和7年3月17日	由良地区水路改修工事を施工するにあたり、適切な調査設計及び請負出来高設計を行うために委託するものです。	土地改良法では、その団体（群馬県土地改良事業団体連合会）に参画している会員（太田市）が行う土地改良事業に関する技術的な援助・調査研究を専門に行うことができると規定されている。 群馬県土地改良事業団体連合会は、優れた技術力と豊富な知識・経験を有するだけでなく経費的にも有利であり、且つ請負及び出来高設計業務に必要な補助版標準積算システムを保有する、県内唯一の組織であるため。
241130009	機械器具 設置	太田市役所本庁舎エレベーター(1 ～3号機)更新工事	太田市浜町2番3 5 地内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	三菱電機ビルソ リューションズ (株) 関越支社	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町1・ 10・16	令和6年9月9日	286,000,000	令和6年9月10日	令和8年1月31日	本庁舎のエレベーター1～3号機は、エレベーターの計画耐用年数とされている25年を経過しているため、経年劣化による不具合発生の防止及び特に防災対策に関する既存不適格事項の解消を期し、本庁舎保全計画に基づき更新を行うものです。	本工事はエレベーターの制御盤の更新工事を行うことから、エレベーター全体の構造・性能及びこれまでの修繕経過等を十分理解、把握し、保守点検を行っている業者以外に施行させた場合、当該エレベーターの使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、競争入札に適さない。上記理由を達するためには、太田市入札参加資格者名簿に登録済みの業者で、当該エレベーターの保守点検業務を行っている三菱電機ビルソリューションズ株式会社を選定する必要がある。
241130010	土木関係 建設コン サルタン ト業務	2級62号線橋梁詳細設計修正業務委 託	太田市 新田下江 田町 地内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	技研コンサル (株) 太田営業所	群馬県太田市下浜 田町474・66	令和6年11月29日	6,600,000	令和6年12月2日	令和7年3月31日	過年度実施した2級62号線橋梁詳細設計業務において、「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）の改定に伴い、修正設計が必要なため。	橋梁修正設計は、過年度実施した予備設計及び詳細設計業務成果をもとに設計するものである。修正設計において、予備設計からの橋梁形式及び工法等の設計方針が関与するものであり、その高度な内容を把握し、かつ現場条件に精通した者に行わせる必要がある。このため競争入札には適さない。 上記理由のため、予備設計及び詳細設計業務委託を請負った技研コンサル㈱太田営業所を選定するものとする。
241130011	建築関係 建設コン サルタン ト業務	太田市弓道場建設事業工事監理業 務委託	太田市東本町53番 14の一部 地内	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	(株) 糸井建築設 計事務所	群馬県太田市内ヶ 島町825・1	令和6年12月17日	1,155,000	令和6年12月18日	令和7年3月25日	太田市弓道場建設事業の実施設計書に基づく施工品質を確保するため。	弓道場は全国でも数少ない特殊な用途の建物であり、実施設計者で無ければ監理出来ない建築物である。 また、建築に伴う工事部分と外構に伴う工事部分が複雑に重複し、鉄骨建方以降施工種も増えて、各工事が複雑に絡み合うことから、綿密な監理が必要となり、また、構造、設備その他疑義が生じた際の検証、検討が必要である。 以上のことから、設計業務委託者への随意契約での工事監理業務委託を行いたい。